

和歌山県危機管理計画

(共通編)

平成17年6月改正

和歌山県総務部危機管理局

危機管理室

目 次

(共通編)

第1編 総則

I 目的	1
II 危機とは	1
III 対象機関	1
IV 役割	1
1 危機管理監の役割	1
2 所管部署の役割	1
3 危機管理室の役割	2
V 計画の見直し	2

第2編 危機管理体制

I 平時の体制	3
1 危機管理責任者	3
2 危機管理担当員	3
3 危機管理連絡会議	3
II 緊急時の体制	4
1 情報伝達、連絡体制	4
2 参集基準	4
3 本庁	4
4 地方機関	7
5 東京事務所	8
III 事態把握による体制の移行	9
1 災害対策本部への移行	9
2 国民保護県対策本部への移行	9

第3編 平時の対策

I 危機管理意識の高揚	1 1
1 職員意識の高揚	1 1
2 個別マニュアルの作成	1 1
3 危機管理室への報告等	1 1

第4編 非常時の危機管理

I 対策の実施	1 3
II 情報	1 3
1 第一報	1 3
危機管理室への連絡	1 6
2 体制確立後の情報伝達	1 7
3 情報管理	1 7
4 情報提供	1 7

5 安否情報の収集及び提供	19
Ⅲ 関係機関との連携	19
Ⅳ 避難対策	20
1 避難施設の指定	20
2 避難誘導	20
3 避難住民等の把握	20
Ⅴ 救急救助・医療活動等	20
第5編 事後対策	
Ⅰ 終息宣言	20
Ⅱ 県民の健康被害等への対応	20
Ⅲ 風評被害の防止・軽減	20
Ⅳ 再発防止	21
Ⅴ 対応の検証	21

(資料編)

危機管理責任者・担当員名簿	1
想定される危機事象	3
標準的個別マニュアル	10
イベント関係マニュアル作成のチェックリスト	12
危機事象状況報告書様式例	16
県政・県政放送記者クラブ加盟社	17
記者発表様式例	18
安否情報照会書様式例	19
安否情報回答書様式例	20
連携マニュアル例	21
関係機関名簿	22
避難住民等様式例	24
医療機関名簿	24

〇〇対策室設置要綱（準則）

和歌山県〇〇対策本部設置要綱（準則）

〇〇現地对策室設置要綱（準則）

〇〇現地对策本部設置要綱（準則）

和歌山県危機管理計画

第1編 総則

I 目的

台風の進路に位置するという地理的条件や東南海・南海地震の脅威など、本県は自然災害に対して非常に高いリスクを持つ。このため、和歌山県地域防災計画の策定をはじめとして、数々の積極的な取り組みを続けており、着実に高いレベルで充実が図られている。

しかし、社会経済情勢が大きく変化していることにもない、県民に大きな影響を及ぼす緊急事態、いわゆる「危機」は自然災害にとどまらず様々な態様で出現する。現に最近我々自治体が直面した「危機」は地下鉄サリン事件、小学校での殺傷事件、感染症、食品への不安、コンピューターウイルスなど多種、多様である。

この計画は、これまで個別対応に任せられ、全庁的対応方針が整理されていなかったそれら「危機」に対して基本的、共通的な事項について方針を定めるとともに、職員の意識の高揚と認識の共有化により、県として、危機管理能力の向上を図ることを目的とする。

II 危機とは

この計画の対象となる危機事象とは、県民の社会経済活動や日常生活に重大な影響を及ぼす緊急事態や県の行政運営に重大な支障をもたらす突発的な事故等であり、他の計画や法律で対応されないものに対して適用する。

III 対象機関

この計画の対象となる機関は、本庁各部、各部地方機関、各振興局、県立医科大学、教育委員会である。

IV 役割

これまで、危機事象の発生に対して各部署において指針やマニュアルを策定し、その都度対応してきたところである。今後も、個別の危機事象への対応は各部署が責任をもって主体的に取り組むが、組織横断的視点や総合調整機能の必要性から危機管理監が置かれ、危機管理監を補佐する危機管理室が設置された。

1 危機管理監の役割

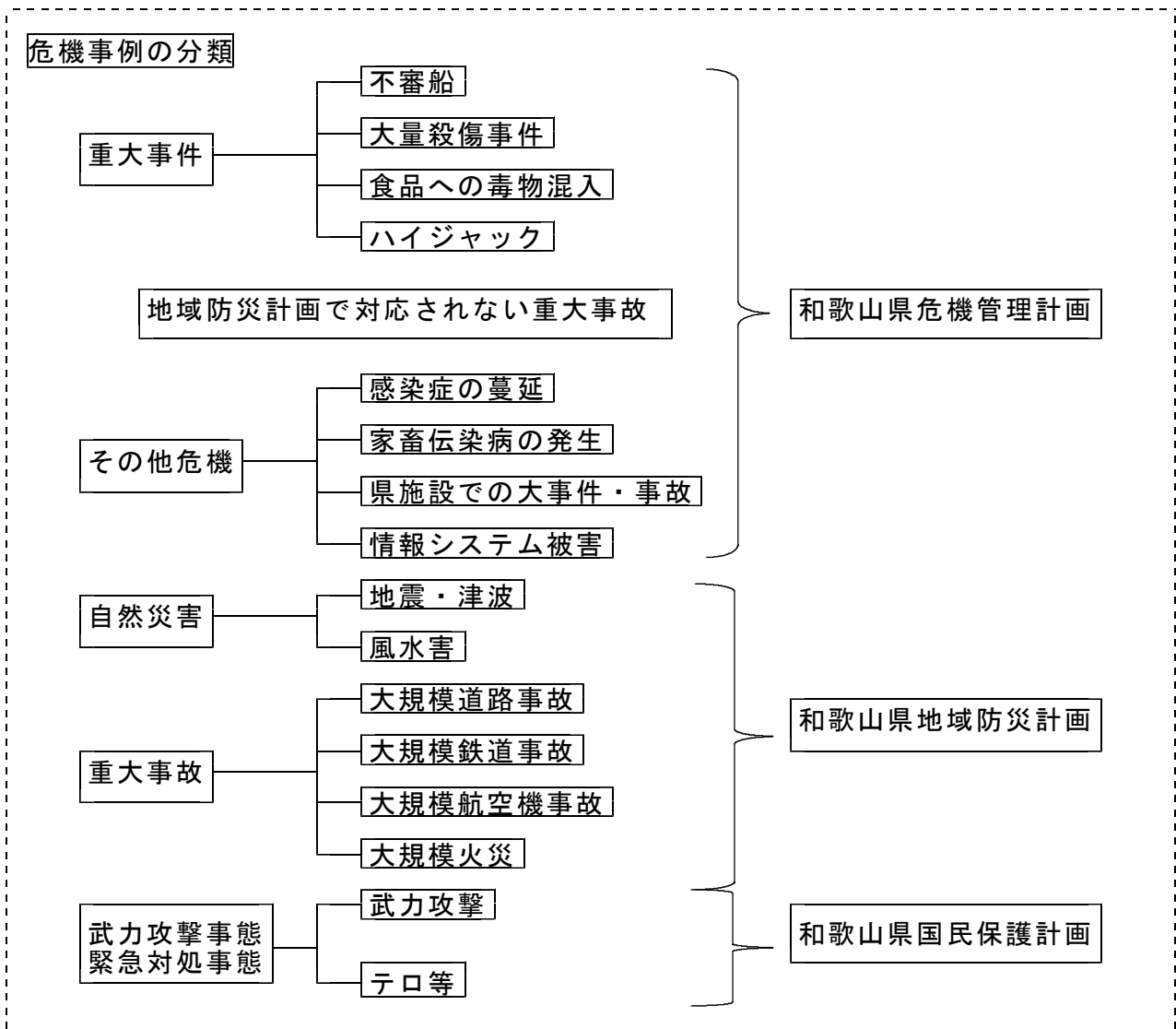
- (1) 知事の指示により危機管理に関して全庁を統括する。
- (2) 複数の部署が関わる危機事象について、その主務部署を定める。
- (3) 複数の部署が関わる危機事象への対応について、総合調整する。
- (4) 危機に対する認識、対応手段について、全庁的に共有する危機管理体制をつくる。
- (5) 所管の不明な危機事象について、その初動を担当する。
- (6) 大規模で深刻な危機事象の発生について、実動を指揮する。

2 所管部署の役割

- (1) 所管する業務に内在する、または関係するリスクを検証し、危機事象を想定する。
- (2) 想定された危機事象に対する対応マニュアル（以下「個別マニュアル」という。）を作成する。
- (3) 個別の危機事象に対応する研修、訓練を実施し、危機管理体制を充実させる。
- (4) 危機事象の発生に対し、個別マニュアル等により迅速、的確に対応する。

3 危機管理室の役割

- (1) 危機管理監を補佐する。
- (2) 個別マニュアルの作成や研修など所管部署が実施する危機管理への取り組みについて統一的な基準を設け、円滑な実施を支援する。
- (3) 危機事象が複数の部署に及び、役割が整理されていないものについて、関係部署間の調整にあたる。
- (4) 所管部署が特定されない危機事象や、複数の部署が関係しその主務部署を決定しがたい危機事象に対し、初動を担当する。
- (5) 大規模で社会的影響が大きく、全庁的な体制を取ることが必要な危機事象について組織体制を立ち上げ、関係部署と連携して対応にあたる。



V 計画の見直し

社会情勢や環境の変化、新たな法令の制定等により必要がある場合や、研修や訓練あるいは実際の危機事象への対応によって改善の必要性が認められた場合は、早急に本計画を見直すこととする。

第2編 危機管理体制

I 平時の体制

1 危機管理責任者（名簿資料編P1）

部署内において、危機管理体制の確立を推進し、危機事象の発生を未然に防止する統括者として、危機管理責任者を置く。

（1）危機管理責任者には知事公室審議監、各部の局長、副出納長、各振興局長、県立医科大学事務局長、教育委員会事務局各局長があたる。

（2）責務

①職員の危機意識の高揚

- ・業務に内在する、関係する危機の検証
- ・個別事象に対応する研修の実施
- ・危機事象の発生を想定した訓練の実施

②個別マニュアルの作成

- ・職員の情報伝達、関係機関との連絡体制
- ・職員の参集体制
- ・情報の管理、一元化
- ・他部署との連携体制
- ・対応策の事前検討
- ・必要物資、機材の確保

③危機管理監、他部署との連絡調整

2 危機管理担当員（名簿資料編P1）

部署内において、危機管理責任者を補佐し、危機管理体制の確立を推進する。

（1）危機管理担当員は、危機管理責任者が指名した班長等、各振興局においては地域行政課長とする。

（2）責務

①危機管理責任者の補佐

②部署内の連絡調整

③危機管理に関する庶務的業務

3 危機管理連絡会議

全庁的な危機管理体制の充実を図るため、危機管理連絡会議を設置する。

（1）危機管理連絡会議は危機管理監を議長とし、危機管理責任者及び警察本部警備部長または警察本部主管部長を議員とする。

（2）責務

①危機管理に関する全庁的な方針の検討

②危機管理意識の共有

③部署間の連携強化

④主務部署決定についての部署間調整

II 緊急時の体制

1 情報伝達、連絡体制

所管部署では、想定されるそれぞれの危機事象について、担当者を特定した組織内の情報伝達経路や関係機関との連絡体制を確立しておかなければならない。またそれぞれの危機事象ごとに順位をつけた複数の担当者を決めておくなどして、情報が停滞することなく、24時間機能する体制としておかなければならない。

2 参集基準

所管部署は、想定されるそれぞれの危機事象が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応するため、職員の参集基準をあらかじめ定めておかなければならない。

(1) 職員の参集が困難な場合の対応

交通の途絶などにより、職員の参集が困難な場合も想定されるため、予定職員の代替となる次席職員を定めておくなど、必要な人員確保を考慮する。

(2) 交代要員の確保

対策の長期化に対応できるように、業務の質と量に応じた交代要員を確保し、体制の機能の維持を考慮する。

3 本 庁

(1) 所管課での対応

不明確な危機事象の発生情報がもたらされた場合、及び危機事象の発生のおそれがある場合は、危機情報を速やかに危機管理監まで伝えとともに、職員を参集し情報収集体制を執り、事象の事実確認を急ぐ。

危機事象の発生、発生のおそれが確認された場合、個別マニュアルの手順に従い事態の対応にあたる。個別マニュアルが作成されていない場合等で、所管課での対応だけでは事態の終息が望めないと判断された場合は、その重大さの程度に応じて所管部長を室長とする対策室あるいは知事を本部長とする対策本部へ速やかに体制を移行する。

(2) ○○対策室

県民に重大な影響が及ぶ危機事象の発生や発生の危険性が認められる場合、所管部長は対策室を置き、危機事象の対応にあたる。

危機管理監は、事態の対応にあたるべき部長に対し、所管部長として対策室を設置することを求めることができる。また、所管が特定できない危機事象について、自らが所管部長として対応にあたる。

なお、必要に応じて現地対策室、現地対策本部、東京対策本部を置く

①設置

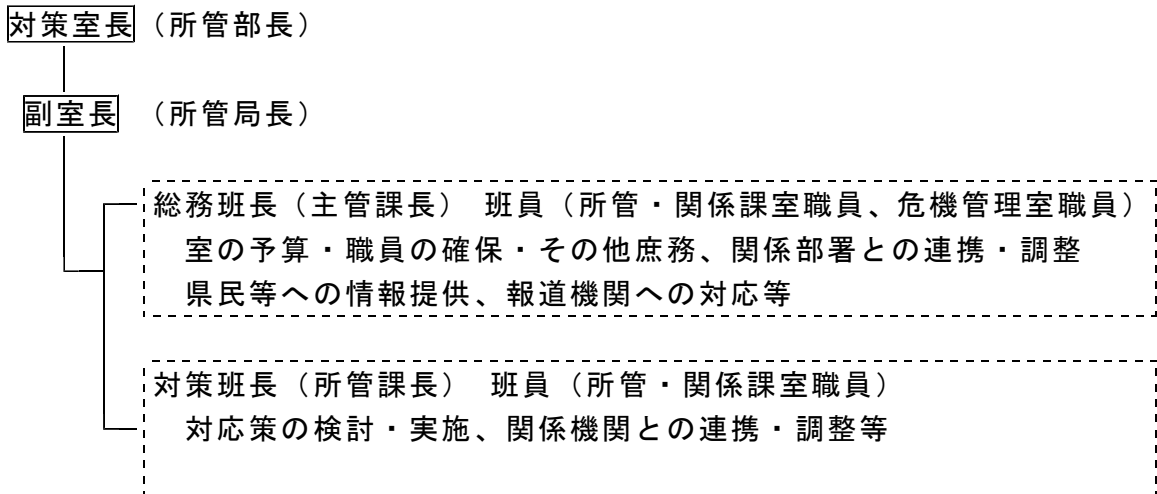
- ・個別マニュアルにおいて、所管課対応の基準を超えている事態
- ・所管課での対応では速やかな終息が望めないと所管部長が判断した事態
- ・危機管理監が必要と認めた事態

②組織

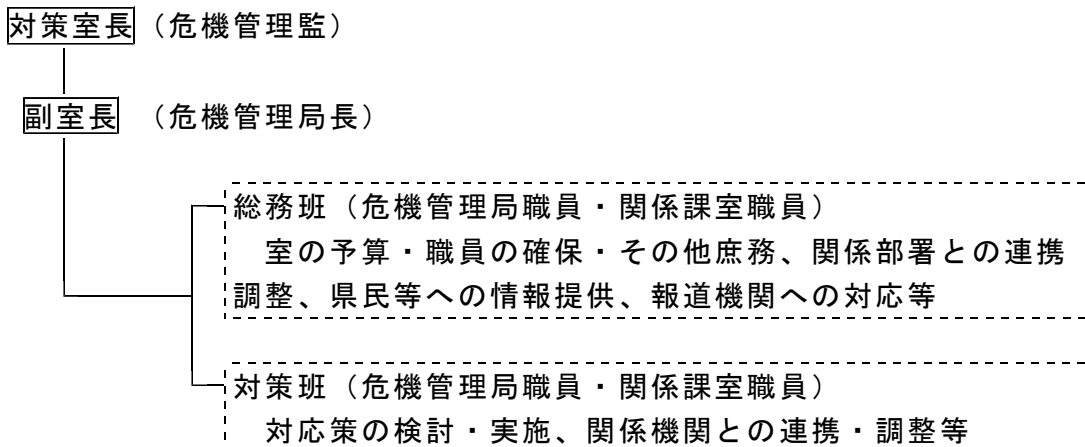
	所管部が明らか、または主務部が特定できる場合	所管部が特定できない場合、または所管が危機管理局の場合
室長	所管部長、審議監（知事公室）	危機管理監
副室長	所管局長、次長（知事公室）	危機管理局長
室員	所管課室職員、関係課室職員 危機管理室職員	危機管理局職員、関係課室職員
対策会議	議長 室長 副議長 副室長 議員 課長等の室員、議長が要請した警察職員等（警察職員については警察本部警備部長が選任する。）	

③役割

- ・情報の収集、分析、共有、一元化
- ・関係機関との連絡調整
- ・対応策の決定、実施
- ・対策本部への移行の決定
- ・県民等への情報提供
- ・報道機関等の対応



危機管理監対応



(3) 和歌山県〇〇対策本部

県全体において、重大な影響や被害が県民に及ぶ危機事象の発生や発生危険性が認められ、対策室での対応だけでは、速やかな事態の終息が望めない場合、または県の行政運営に重大な支障をもたらす危機事象が発生した場合には、知事を本部長とする全庁体制の対策本部を置き、危機事象の対応にあたる。

和歌山県対策本部の設置の決定については、対策室の決定、または知事の指示による。

なお、必要に応じて、現地対策室、現地対策本部、東京対策本部を置く。

①設置

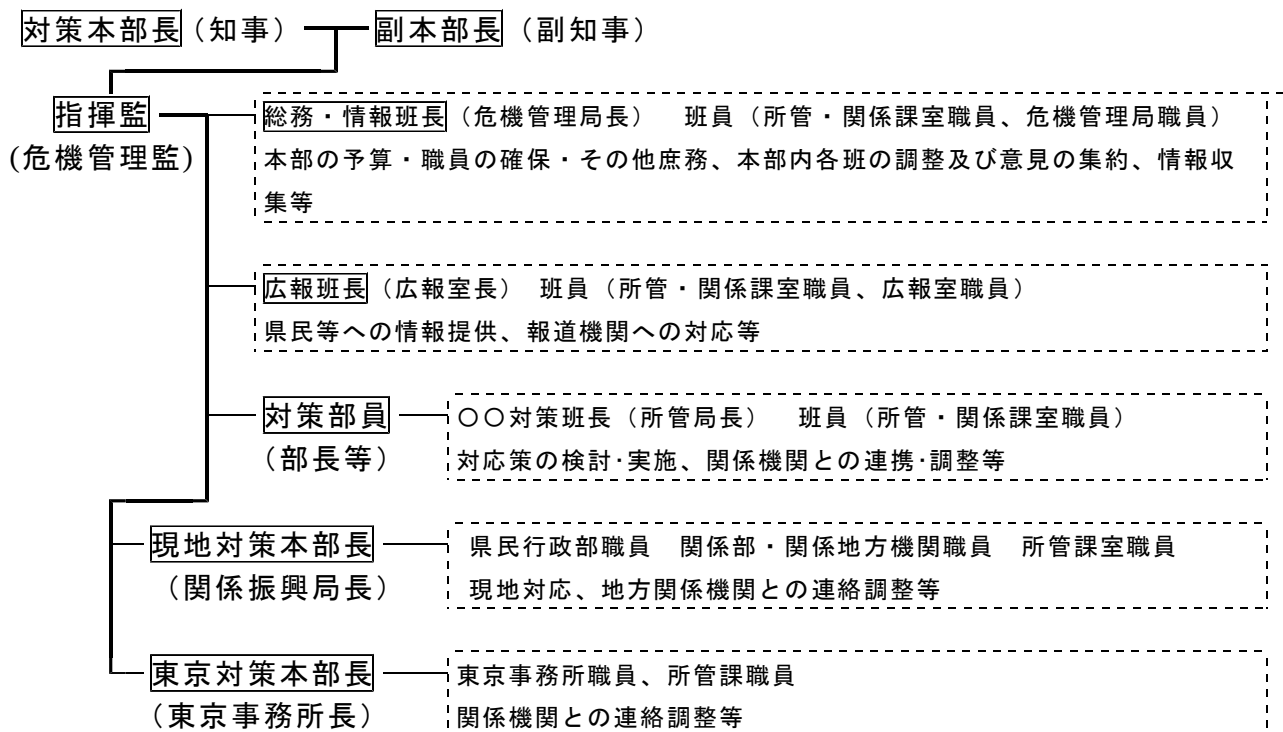
- ・ 個別マニュアルにおいて、対策室対応の基準を超えている事態
- ・ 対策室において設置が決定された事態
- ・ 知事が必要と認めた事態

②組織

本部長	知事
副本部長	副知事（必要に応じて知事が出納長、教育長を副本部長に任命する）
指揮監 部員	危機管理監 各部長、関係振興局長、関係事務局長、東京事務所長
本部会議	議長 本部長 副議長 副本部長 議事進行 指揮監 議員 部員、議長が要請した警察職員等（警察職員については警察本部警備部長が選任する。）

③役割

- ・ 情報の収集、分析、共有、一元化
- ・ 関係機関との連絡調整
- ・ 対応策の決定、実施
- ・ 県民等への情報提供
- ・ 報道機関等の対応



4 地方機関

危機事象の発生や発生のおそれに対して、必要があれば現地において初動体制をとることとする。体制の決定は振興局の所管区域への影響の程度に応じて、本庁との協議により振興局長が行う。

(1) 振興局所管課、各地方機関での対応

影響が直接所管地域に及んでおらず、対応が情報の収集や関係機関への連絡に止まる場合は所管課長、所長等のもとに予め定められた職員が参集し、本庁との連絡をとりながら対応にあたる。

(2) 現地対策室

影響が所管区域に及び、または及ぶ危険性がある場合や、他部署や関係機関との協力により対応にあたる必要がある場合、所管部長等を室長とする対策室を設置する。

①設置

- ・ 個別マニュアルに定められた設置基準に該当する場合
- ・ 所管課等だけの体制では、対応が困難と振興局長が判断した場合
- ・ 危機管理監から設置を求められた場合

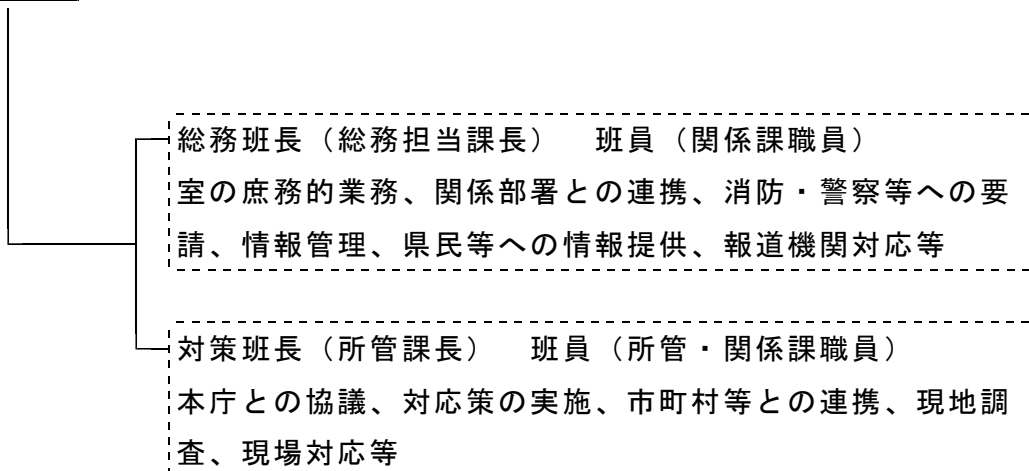
②組織

- ・ 対策室長 所管部長、地方機関の長等
- ・ 総務班長 総務担当課長
- ・ 対策班長 所管課長

③役割

- ・ 情報の収集、管理
- ・ 本庁との連絡調整
- ・ 市町村、消防、警察等との連携、要請
- ・ 対応策の実施
- ・ 県民への情報提供
- ・ 報道機関の対応

対策室長（所管部長、地方機関の長等）



(3) 現地対策本部

重大な影響が所管区域に及び、複数の部署や関係機関が協力して対応にあたらなければならない事態となった場合、振興局長を本部長とする現地対策本部を設置する。

① 設置

- ・ 個別マニュアルに定められた設置基準に該当する場合
- ・ 対策室体制では、対応が困難と振興局長が判断した場合
- ・ 危機管理監から設置を求められた場合

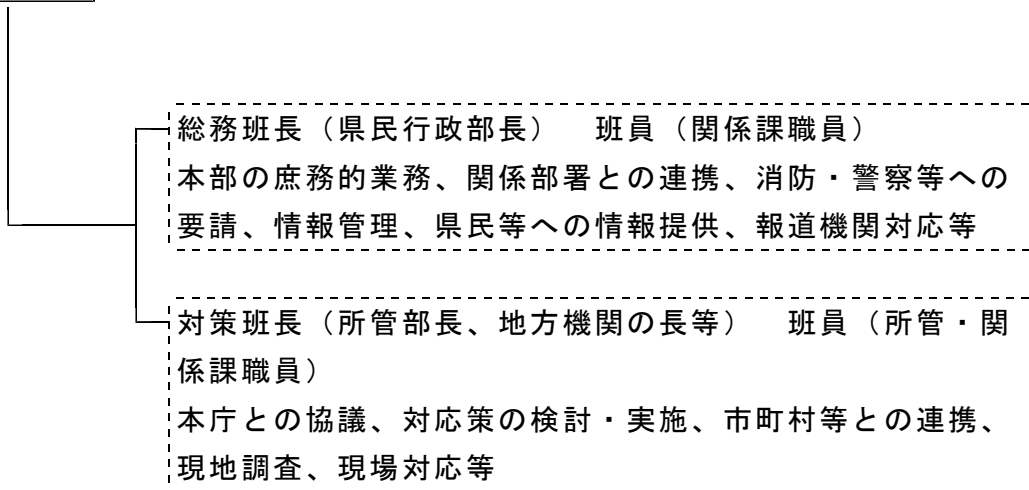
② 組織

- ・ 本部長 振興局長
- ・ 総務班長 県民行政部長
- ・ 対策班長 所管部長

③ 役割

- ・ 情報の収集、管理
- ・ 本庁との連絡調整
- ・ 市町村、消防、警察等との連携、要請
- ・ 対応策の実施
- ・ 県民への情報提供
- ・ 報道機関の対応

対策本部長（振興局長）



5 東京事務所

危機事象の発生や発生のおそれに対し、国等機関との連携及び情報収集が重要となり、通常時の業務体制では対応できない場合には、東京事務所に所長を本部長とする東京対策本部を設置するものとする。

(1) 設置

- ① 個別マニュアルに定められた設置基準に該当する場合
- ② 東京事務所長が設置を判断した場合
- ③ 危機管理監から設置を求められた場合

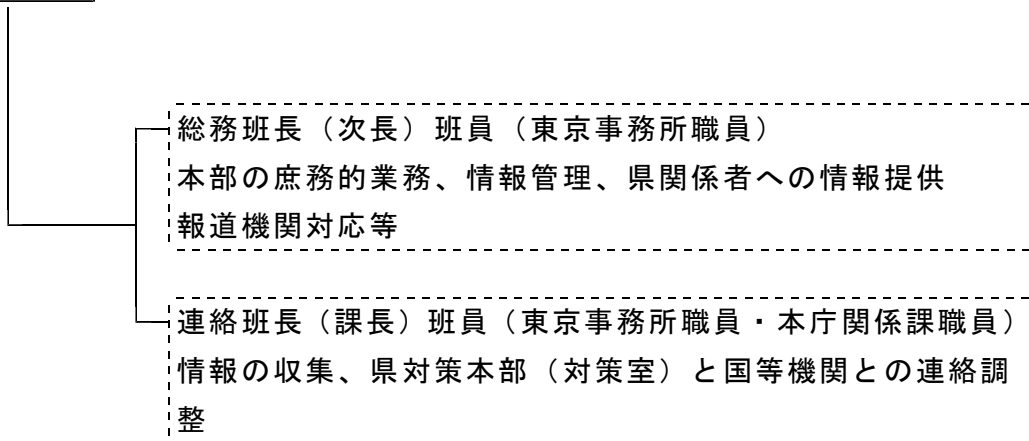
(2) 組織

- ①本部長 東京事務所長
- ②総務班長 東京事務所次長
- ③連絡班長 東京事務所課長

(3) 役割

- ①情報の収集、管理
- ②県対策本部（対策室）と国等機関との連絡調整
- ③県関係者への情報提供
- ④報道機関への対応

対策本部長（東京事務所長）



緊急時の体制における組織名（対策室・対策本部）職名（総務班長・対策班長等）については、その機能を明確にするため例示したものであり、所管部署における個別マニュアルの作成にあたっては、本計画に捕われるものではない。

Ⅲ 事態把握による体制の移行

本計画は、他の計画で対応されない事態の発生に対して、適用するものであるが、緊急事態の発生が何により引き起こされたものか、または、被害がどの程度に及ぶものであるかは、情報収集等による事態把握の進捗により確認できるものであり、初動においては、本計画に基づく体制により対応することとなる。

事態把握による他の計画への移行基準については、次によることとする。

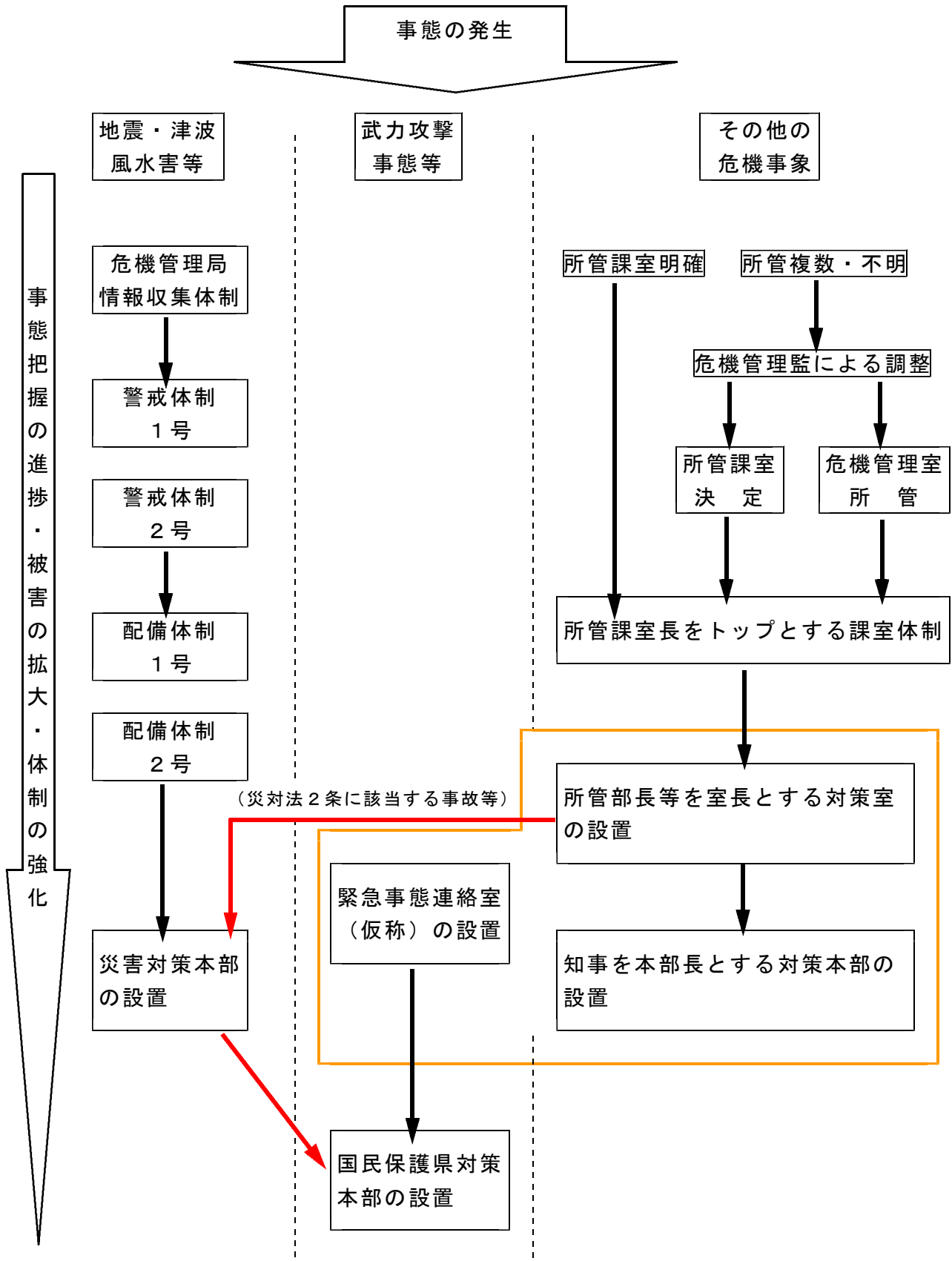
1 災害対策本部への移行

航空機事故、鉄道事故等の大規模事故について危機管理監が設置を決めた時

2 国民保護県対策本部への移行

内閣総理大臣から指定の通知を受けた時

初動体制のフロー



第3編 平時の対策

I 危機管理意識の高揚

1 職員意識の高揚

深刻な事態をさらに深刻にするのが、不作為や隠蔽等により自治体が自ら引き起こす二次的危機である。県民の県への不信感、その後の対応に重大な影響を及ぼす。

また、危機事象への最善の対応は発生の未然防止であり、そのためには、職員一人ひとりが危機に対する感度を上げ、全職員が共通した認識を持つことが重要である。

(1) 職員研修の実施

- ①危機管理室と考査・研修室との協力により、カリキュラム等を作成、充実させ、定期的な職員研修の実施を定着させる。
- ②危機管理責任者、危機管理担当員が中心となって個別ケースに応じた研修、事例研究を行う。

(2) 訓練等の実施

- ①個別マニュアル、情報伝達の実効性を検証する訓練を実施する。
- ②市町村等の関係機関と連携し、共同で行う訓練を実施する。

(3) 県民に対する啓発

様々な危機事象の発生に際して、発生の現場に居合わせ、第一報の連絡をするのは県民であり、第一報の遅れ期がその後の対応に大きな影響を及ぼす。県民の危機に対する感度の向上は危機管理体制の強化に繋がるものであり、各所管部署は想定される危機事象の兆候や発生機序について、様々な機会を通じて周知するものとする。

2 個別マニュアルの作成

個別マニュアルの作成は、危機事象の発生時において機能するだけでなく、平時における作成作業そのものが高研修効果をもつ。必要性があるにも関わらず個別マニュアルを未作成の各部署は、次の手順により早急に整備を進めることとする。

全職員がそれぞれ担当する業務に、または業務に関係してどのような危機が内在するかを可能な限り想定する。

↓

想定された危機事象について、発生の頻度や被害の深刻度等を評価し、部署単位で優先順位を付ける。

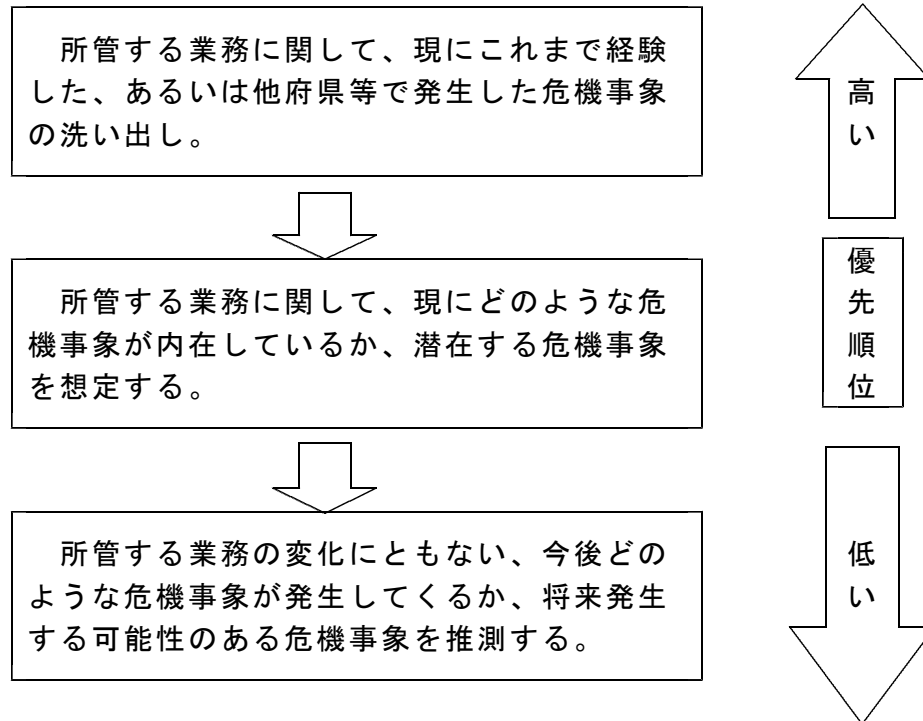
↓

優先順位の高いものから順に、関係業務担当者が個別マニュアルを作成する。

(1) 危機事象の想定 (各課想定事象資料編P3)

各部署では、職員一人一人が自ら担当する業務においてどのような危機事象が内在するのか、可能な限り想定する。また社会変化や業務内容の変化に対応できるよう、定期的に見直し、経年的に蓄積、または更新していく。

想定手順



優先順位は個別マニュアル作成における緊急性の基準であり、重要性の基準ではない。

(2) マニュアルの作成

各部署では、(1)により職員が想定した危機事象を所属長が総合的に判断し、緊急性の高いものから本計画の趣旨に基づき個別マニュアルを作成する。また、作成した個別マニュアルについては、研修、訓練等を通じて実効性を検証するとともに、状況の変化に対応できるよう最低でも一年に一度は見直すものとする。

(標準的個別マニュアル資料編P10)

(イベント関係マニュアル作成のチェックリスト資料編P12)

既に個別マニュアルを作成し、それに基づいて職員の意識統一が図られている場合や実際に対応している場合については、そのマニュアルによることとし、改善や追加の必要な部分についてのみ修正を加えるものとする。

新たに個別マニュアルの作成に取りかかる場合であっても、危機事象の特性等を反映したものとし、基本的・共通的部分を定めた本計画に捕われるものではない。

3 危機管理室への報告等

各部署が新たに事象を想定した時、個別マニュアルを作成した時、個別マニュアルを改正した時は、その都度危機管理室へ報告するものとする。また危機管理室は、これらにより個別に得られた情報を危機管理責任者・担当員等を通じてフィードバックし、各部署が実施する危機管理に係る業務に協力し、全庁的な危機管理能力の向上に努めるものとする。

第4編 非常時の対策

I 対策の実施

混乱期	危機情報第一報	<ul style="list-style-type: none"> 情報の伝達 連絡体制 職員の参集 	危機管理監への伝達 関係機関への通報 担当職員への連絡、参集
	職員の参集	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集 被害住民の救護 地域住民の避難 	発生地域、被害状況等の確認 警察、消防への要請 市町村との連携協力
	対策室、対策本部の設置	<ul style="list-style-type: none"> 対応体制の決定 本部会議の招集 応急対応 対応計画の立案 	記者発表（発生状況、体制等） 執務スペース、機器等の確保 人員の配備、班の編成 関係機関とのネットワーク構築
收拾期	対策本部等の機動、定例本部会議	<ul style="list-style-type: none"> 対策の実施 対策の検証、見直し 対応体制の見直し 情報の管理、公開 	対策の実施と状況把握の反復 定例記者発表（資料提供） 県民への情報提供
回復期	対策本部等の事後対策	<ul style="list-style-type: none"> 安全性の確認 被害住民のケア 風評被害の防止 再発防止策の策定 	専門技術者等による調査 記者発表（終息宣言） 医療機関等への協力要請 安全性の広報

II 情報

1 第一報

危機情報の第一報は、その後の展開を左右する最も重要な情報であり、対応にあたるすべての職員が共通の認識のもとに行動するものとする。

(1) 伝達方針

①判断よりも伝達

判断よりも伝達が優先することとし、できる限り速やかに所管部署等を経て危機管理監に伝達する。

②巧遅よりも拙速

情報は、5W1Hを備えていることが望ましいが、緊急事態において巧遅な情報伝達は、対応の遅れを招くおそれがある。受信側の情報の蓄積に期待し、断片情報であってもまず速報するものとし、受信側も完全な情報を要求するものではない。

③縦割り意識の払拭

県民等からの直接の通報は、必ずしも正しい所管部署に対して成されない。第一報を受けた全ての職員は、一人の情報担当者として、所管部署等へ責任をもって伝えるものとする。

④24時間確実な伝達経路

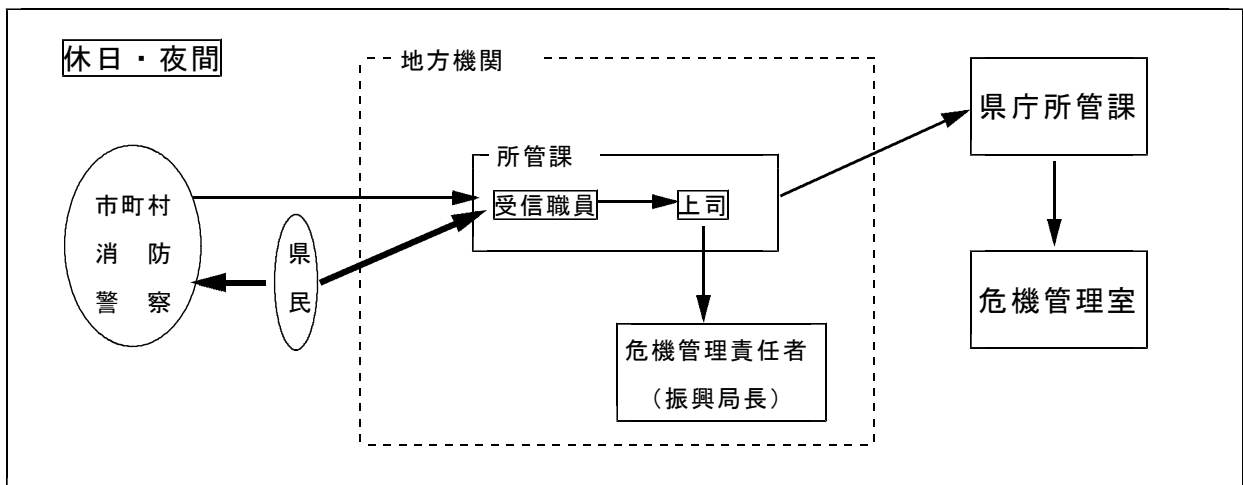
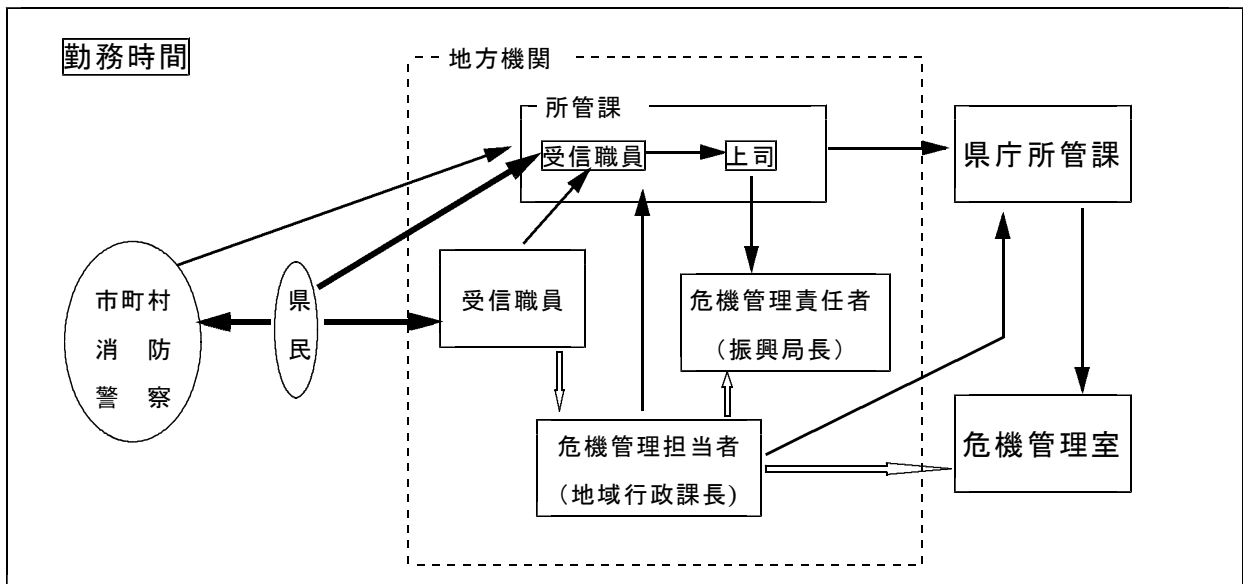
情報伝達の担当者は、関係機関も含め必ず個人を特定して定めておくこととし、〇〇担当者や〇〇関係者等の曖昧な定め方は避ける。また担当者は優先順位を決めた複数人とし、携帯電話についても確認しておくなど、確実性を確保する。

(2) 伝達の具体

①所管部署以外への第一報（県庁所管部署、危機管理室まで）

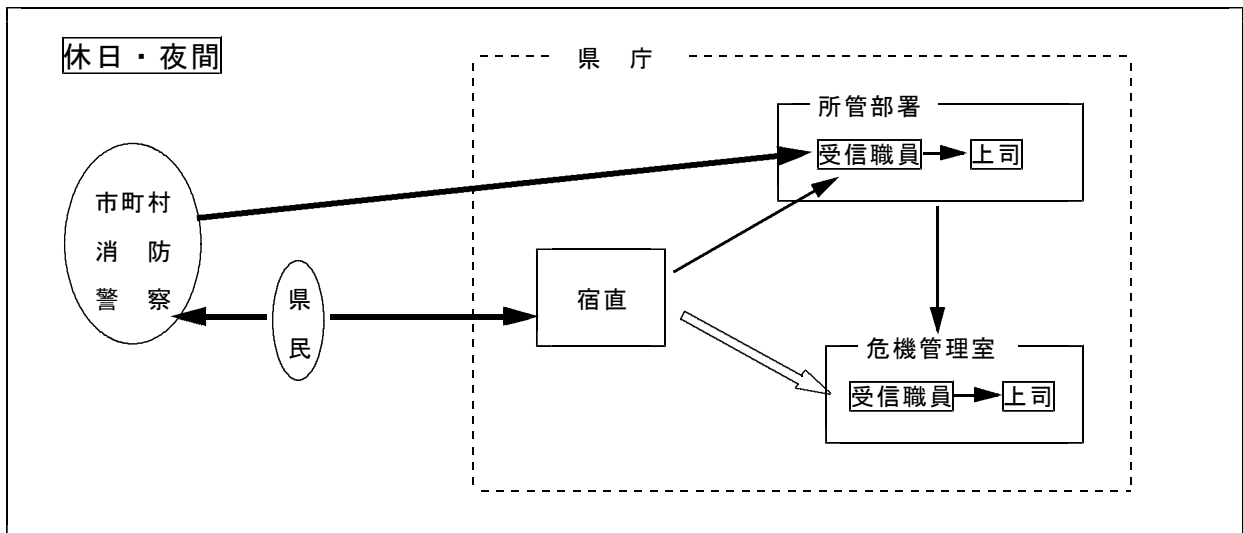
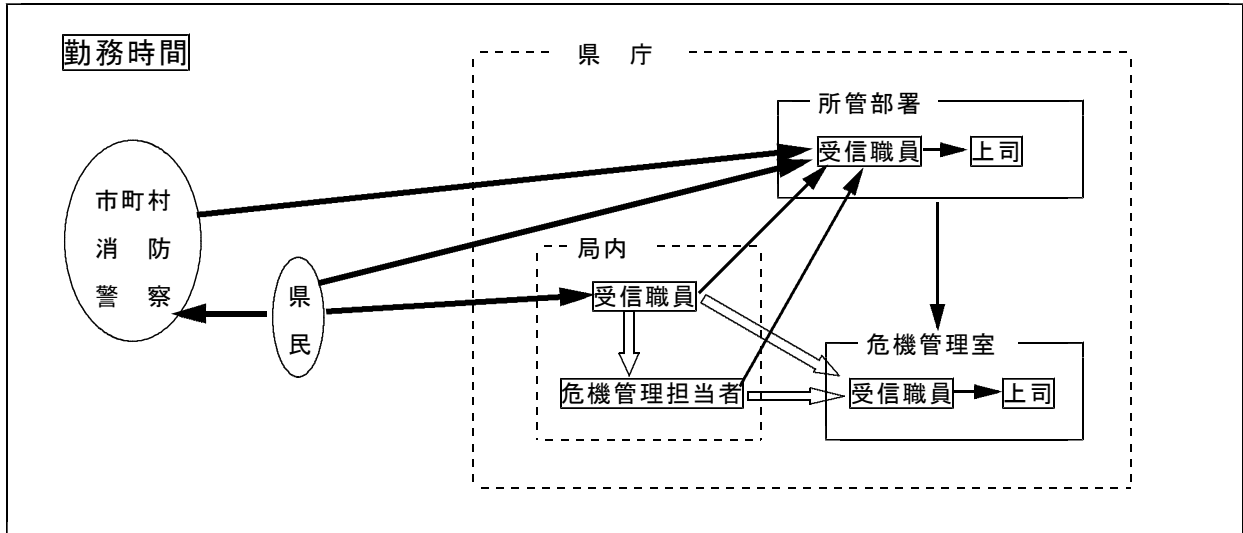
地方機関

- ・ 第一報を受けた職員は、内容を聞き取り、振興局内または地域内の所管する部署へ伝達する。所管が不明な場合は、危機管理担当者（地域行政課長）へ伝達する。
- ・ 伝達を受けた所管部署は、県庁所管課へ伝達するとともに、振興局長へ伝達する。
- ・ 伝達を受けた危機管理担当者は、所管が明確な場合は所管部署へ、不明な場合は危機管理室へ伝達するとともに振興局長へ伝達する。



県庁

- ・ 第一報を受けた職員は、内容を聞き取り、庁内所管部署へ伝達する。所管が不明な場合は、局内の危機管理担当者、または危機管理室へ伝達する。
- ・ 伝達を受けた危機管理担当者は、所管が明確な場合は、庁内所管部署へ、不明な場合は危機管理室へ伝達する。



② 所管部署、危機管理室から危機管理監まで

所管課

- ・ 第一報を受けた職員は上司に報告し、局長、部長へ速やかに伝達するとともに、危機管理室へ伝達する。

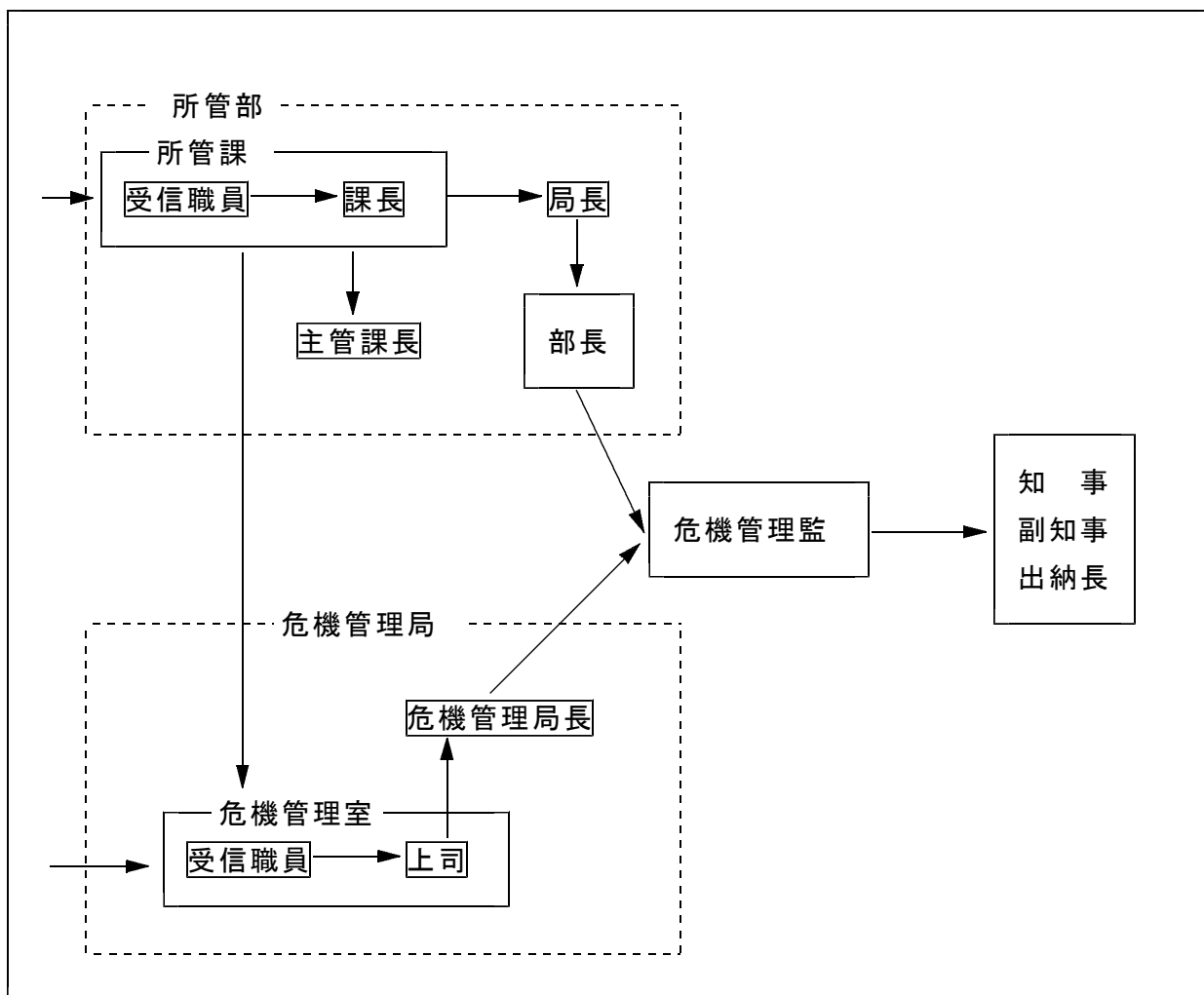
危機管理室

- ・ 伝達を受けた職員は上司に報告し、速やかに局長、危機管理監へ伝達する。

③ 知事、副知事、出納長

- ・ 危機管理監は、伝達された内容を整理し、必要があれば危機管理室に命じて補足情報を収集させ、三役へ報告する。

- ・危機事象が特に急を要するものであり、早急に判断することが必要な場合は、振興局長、所管課長等は直ちに知事へ連絡し、指示等を受けるものとする。



危機管理室への連絡

TEL 073-441-2273・2283・2284

FAX 073-422-7652

E-mail e0116001@pref.wakayama.lg.jp

職 氏 名	自宅電話番号	携帯電話番号
局 長 (危機管理室長) いぐち えつじ 井口 悦治	0736-75-3032	090-8822-8562
副室長 澤崎 喜英 さわさき よしひで	0737-88-6021	090-2592-2310
主 幹 尾上 豊 おのえ ゆたか		090-1676-4136
主 幹 溝端 ・・ みぞばた よしひろ	0736-23-3503	090-2351-5767
主 任 栖原 俊樹 すはら としき	0738-65-0567	090-7874-8668
主 任 稲本 英介 いなもと ひでゆき	0736-22-4484	090-7875-8912
主 査 高瀬 彰彦 たかせ あきひこ	073-428-2416	090-2108-5865

2 体制確立後の情報伝達

情報伝達の経路、方法は各個別マニュアルに定められたところによるが、危機事象の状況報告に必要な事項は概ね次の通りであり、定められた様式等(危機事象状況報告書様式例資料編P16)で整理する。

(1) 危機事象の状況

- ①発生の日時、場所
- ②事象の具体的内容、今後の予測
- ③通報者

(2) 被害の状況

- ①人的被害の状況(死者、行方不明者、負傷者の状況)
- ②住宅被害の状況(全壊、半壊、一部破損の状況)
- ③公共建物等の被害の状況(全壊、半壊、一部破損の状況)

(3) 応急対策の状況

- ①住民の避難の状況
- ②市町村、消防機関等の応急対策の状況
- ③県の応急対策の状況

3 情報管理

危機事象の発生時には、様々な情報が各所に対し、各方面からもたらされるため、混乱が生じる可能性がある。情報の発信元、内容等により時系列に整理することとし、本庁、現地における各体制において情報管理責任者を定め、連携を取りながら情報の一元化を図るものとする。

体制	情報管理責任者	副責任者
所管課	課長	副課長
本庁対策室	室長	副室長
本庁対策本部	指揮監	所管部長
現地対策室	室長	総務班長
現地対策本部	本部長	総務班長

4 情報提供

(1) 報道機関(県政・県政放送記者クラブ加盟社名簿資料編P17)

報道機関への情報提供は、県民に危機事象の状況等を伝える最も有効な手段である。また無意味な情報の保留は、後に大きな混乱を招く恐れがある。収集された情報は積極的に提供していくものとする。

提供する情報については、情報管理責任者のもとで一元化されたものとし、広報室等と綿密に連携しながら、重要情報の入手の都度、記者発表、資料提供を行う。

また、報道機関からの問い合わせ等に対し、情報管理責任者のもとに担当者を決めておき、窓口の一元化を図る。

①提供情報(記者発表様式例資料編P18)

- ・危機事象の概要と被害状況
- ・応急措置の実施状況
- ・避難等の状況
- ・県の対応状況
- ・市町村等関係機関の対応状況

②対策室での情報提供

所管部長が室長となる対策室が設置された場合は、総務班が広報室と連携を取りながら報道対応し、重要情報等の記者発表については、室長が行う。

③対策本部での情報提供

対策本部を設置した場合は、広報班が報道対応する。記者会見については、本部会議終了後、毎日定例に指揮監が行う。なお、重要な情報の発表については、随時本部長が行うものとする。

④現地対策室、現地対策本部での情報提供

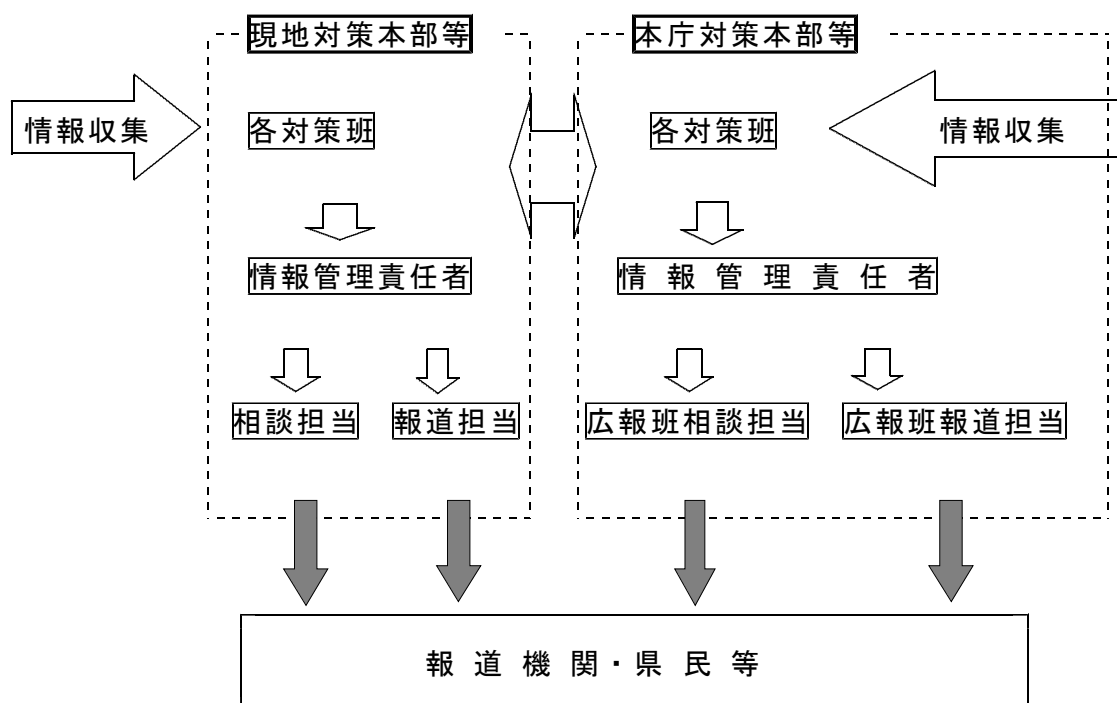
現地での記者等の取材に対して、情報管理責任者のもとに担当者を決めておき窓口の一元化を図る。

(2) 県民への情報提供

危機事象発生時における県民の無用な混乱を防止するため、危機事象の状況や各方面からの応急対策の実施状況を、県民に迅速かつ正確に伝える必要がある。このため、報道機関への積極的な情報提供をはじめ、ホームページの活用、防災対策での伝達ルートを利用するなど、様々な方法で県民への情報提供に努めることとする。

また、県民から問い合わせや要望が多数寄せられることが予測されるが、必要に応じて担当者を決め、窓口の一元化を図るものとする。

情報伝達・情報管理イメージ



5 安否情報の収集及び提供

安否情報の収集及び提供は、発生した事態の状況や他の対応の実施状況を勘案し、その緊急性や必要性を踏まえ、個人情報の保護や報道の自由に十分な配慮をして実施するものとする。

(1) 安否情報の収集、整理

安否情報は、現地対策本部（対策室）が直接収集したもののほか、市町村、医療機関、警察、消防等の関係機関が収集した情報の提供を受け、重複の排除や照合、事実確認等により正確性確保に努め、回答しやすいように整理、蓄積する。

(2) 安否情報の照会に対する回答

①照会窓口の設置

必要に応じ、安否情報に係る窓口を設置することとし、電話、FAX、メールアドレスを周知する。

②書面による受付

照会を緊急に行う必要がある場合や、照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合を除き、照会は原則として定めた様式（安否情報照会書様式例資料編P19）で書面の提出により受け付けるものとする。

なお、上記により書面によらないで受け付ける場合においても、担当者が内容を聴取し同様式により整理するものとする。

③家族等への回答

照会に係る者の安否情報を保有している場合には、照会を行った者の本人確認等により、照会の妥当性を確認のうえ、定められた様式により書面（安否情報回答書様式例資料編P20）で回答する。

④その他照会をする者への回答

照会に係る者の同意がある場合、公益上特に必要であると情報管理に係る責任者が認めた場合には、照会を行った者の必要とする安否情報に応じ、必要性が認められる項目について、定められた様式により書面で回答する。

(3) 個人情報の保護

安否情報は個人情報であり、データ管理を徹底するとともに、回答に当たっては、必要最小限にとどめるものとする。また、負傷や疾病の状況、死亡の状況等、特に留意が必要な情報については、情報管理に係る責任者が判断する。

Ⅲ 関係機関との連携

国、都道府県、市町村、警察、消防、医療機関、ライフライン事業者、交通事業者、業界団体等の関係機関は、危機事象発生時における第一位の情報源であるとともに、事態対応に協働であたる機関であり、円滑な連携体制を構築しておくことは、極めて重要である。

各所管部署においては、想定される危機事象のそれぞれについて、重要となる関係機関があるものと思われるが、平時から定期的に情報交換するなどして、関係を密にしておく必要がある。また、個別マニュアルの作成にあたっては、それら関係機関担当者との24時間、個人名での連絡網を整備しておくものとする。（連携マニュアル例資料編P21、関係機関名簿資料編P22）

IV 避難対策

県民の生命や身体に被害を及ぼす危機事象の拡大や、拡大のおそれがある場合、関係する市町村、警察、消防等の関係機関と連携し、速やかに危険区域の住民や滞在者の避難を実施するものとする。

1 避難施設の指定

関係市町村と連携し、避難住民の安全性、救援物資の供給の利便性等を勘案し、防災のための避難場所や県有施設等の避難施設を速やかに指定するものとする。

2 避難誘導

関係市町村と連携し、警察、消防の協力を得て、住民等に危機事象の状況や危険性を十分説明し、住民等が安全な経路を円滑に避難できるような誘導するものとする。

3 避難住民等の把握

安否確認への対応や適切な救護活動を実施するため、避難住民等の状況について把握するとともに、定められた様式（避難住民等様式例資料編P24）により整理するものとする。

V 救急救助、医療活動等

県民の生命、身体に被害を及ぼす危機事象の発生が想定される場合は、個別マニュアルにおいて、想定される被害の態様に応じた救急救助、医療活動の方法を定めておかなければならない。

ただし、本計画により対応すべき危機事象であっても、その被害が大規模で深刻であり、災害によってもたらされた被害と同様のものである場合の救急救助、医療救護等については、和歌山県地域防災計画に定められた対応方針に準拠して実施することとする。

（医療機関名簿資料編P24）

第5編 事後対策

I 終息宣言

県民の救護措置が完了し、危機事象の拡大や再発の可能性がなくなった時点で、対策本部等は関係機関の協力を得て、危機事象発生区域の安全性の確認を実施する。専門技術者等を交えた協議の結果、安全性が確認された時は、記者発表により危機事象の終息を宣言するとともに、ホームページや広報番組等を通じて県の内外へ周知する。

II 県民の健康被害等への対応

対策本部等及び所管部署は、福祉保健部や医科大学、その他医療機関の協力を得て、危機事象発生区域の住民等からの心身の健康に関する相談に応え、ケアできる体制を整備するものとする。

III 風評被害の防止・軽減

農業や漁業及びその加工産業、観光等が主要な産業である本県にとって、風評被害は重

大な問題である。対策本部等及び各産業を所管する部署は、あらゆる手段を講じて県内外へ安全性を広報し、風評被害の防止と軽減に努めるものとする。

Ⅳ 再発防止

対策本部等及び所管部署は、関係機関や専門技術者等の協力を得て、発生した危機事象を分析し、問題や課題を洗い出し、再発防止策を策定、実施するものとする。

Ⅴ 対応の検証

所管部署と危機管理室は、連絡体制や応急対応について危機事象発生当時から時系列に検証し、反省点の抽出、改善方法の検討を行うこととする。

また、危機管理連絡会議を通じて事後評価をフィードバックし、各部署における個別マニュアルの改善等、全庁的な体制の強化に役立てるものとする。